

飲食店事業者のための

H A C C P 講習会

福岡県では、食品営業許可の更新時に付与する許可年数について、平成30年4月から事業者の衛生管理の取組みを評価し許可年数に反映する制度に改正されました。

今回の改正により、事業者の衛生管理の取組みに応じ、従来の許可年数に最高4年の加算が行われることになりました。

このような制度改正に対応し、事業者の衛生管理の取組みを支援するため、公益財団法人北九州生活科学センターと連携して衛生講習会を開催します。

開催日：**11月16日**（金）
13:00～15:00

会場：福岡生活衛生食品会館5F
福岡市博多区千代1-2-4
※JR吉塚駅より徒歩8分
※西鉄バス妙見バス停前すぐ



講師： 安増 眞一 氏

（公益財団法人北九州生活科学センター 福岡事業所 副所長）

講習内容

平成30年6月の食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者がこれまでの一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理を実施することが求められることになりました。

飲食店など小規模食品関係業者においても「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を行うことが必要になります。

講習では飲食店におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のポイントについて学んでいただきます。

【申込方法】裏面に記入の上FAX送信をお願いします。●申込締切：11月14日（水）

◆問合せ先◆

一般社団法人 福岡県料飲業生活衛生組合連合会事務局

〒812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館2階

TEL 092-641-8111

FAX 092-651-5587

FAX申込書

FAX 092-651-5587

下記申込書に必要事項を記入の上FAX送信をお願いいたします。 ●申込み締切：11月14日(水)

氏名		組合名	
住所		店舗名	
TEL/FAX		e-mail	